

指名停止措置期間の変更について

記者発表資料

沖縄総合事務局は、別紙のとおり指名停止措置期間の変更を行ったので、お知らせします。

平成29年1月18日

沖縄総合事務局

記者発表

沖縄総合事務局記者クラブ

【問い合わせ先】

◎ 沖縄総合事務局開発建設部管理課 契約管理官 金田 好章
契約管理係長 下地 公介
TEL 098-866-0031 (内 2356、2541) 夜間 098-866-1981

沖縄総合事務局総務部会計課 課長補佐 伊佐 安史
管理第二係 永田 千春
TEL 098-866-0031 (内 81321、81324) 夜間 098-866-0046

◎は本件の主務課です。

指名停止措置期間の変更の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止業者名	住 所
開成工業（株）	熊本県熊本市北区植木町石川450-1

2. 従前の指名停止措置期間：

平成28年12月20日～平成29年1月19日（1ヵ月）

3. 変更後の指名停止措置期間：

平成28年12月20日～平成29年2月19日（2ヵ月）

4. 事実概要

開成工業（株）の元東北営業所長は、東日本大震災の復旧工事で入札情報を得るために農林水産省の職員に対し贈賄を行ったとして、平成28年11月28日、贈賄の容疑で山形県警に逮捕されたため、「沖繩総合事務局の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第4号口の措置要件に該当するとして、1ヵ月間の指名停止を行った。

今般、新たに公契約関係競売入札妨害罪でも、平成28年12月19日に起訴された。

5. 指名停止措置期間の変更理由

当初、贈賄容疑のみによる逮捕に対し、第2第4号口により指名停止措置を講じたが、今般、新たに、公契約関係競売入札妨害罪でも起訴されたことが明らかとなったことから、1ヵ月の加算措置を行い、2ヵ月の指名停止措置を講ずるものである。

○指名停止要領 別表第2

措 置 要 件	期 間
(贈賄) 4 次のイ又はロに掲げる者が当局の所管する区域外の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。 ロ 一般役員等	逮捕又は公訴を知った日から 1ヵ月以上3ヵ月以内